

# 照明器具の PCB 使用安定器に関する調査票

使用中の照明設備は感電のおそれがありますので、調査はなるべく電気工事業者や専門の調査会社等（建物の維持管理を委託している場合はメンテナンス会社）にご相談ください。建物のしゅん工図書、過去に調査した記録等がある場合にはそれをもとにご記入ください。

※記入後の調査票をご返信いただく際には、コピーし、控えをお手元に残してください。

**記入者情報** 問い合わせさせていただくことがありますので、必ず太枠内の情報をご記入ください。電気工事業者や専門の調査会社、ビルメンテナンス会社等に相談した場合は、下段も記入してください。

記入年月日		年 月 日			
記入者連絡先	事業所名	(個人の方は記入の必要はありません。)			
	住所	〒			
	氏名		電話番号	-	-
相談した 電気工事業者、 専門の調査会社、 ビルメンテナンス 会社等	事業者名				
	住所				
	担当者氏名				
	電話番号				

今回の調査は、以下の住所にある建物が対象です。該当の建物についてそれぞれご回答ください。

建物番号	管理 ID	調査対象建物住所	建築年月	取壊し
1				
2				
3				
4				
5				
6				

※対象の建物がすでに取り壊されている場合は、「取壊し」欄に○を付けてください。

## 設問 1 所有物件の建築時期について

●昭和 52 年(1977 年)3 月以前に建築された建物には、PCB (毒性のある絶縁油) が使用された照明器具安定器が使用されている可能性があります。下記の設問にご回答ください。

所有している建物の建築時期は 昭和 52 年(1977 年)3 月以前である。 当てはまる回答に○を付けて下さい。	建物番号	建物番号	建物番号	建物番号	建物番号	建物番号
	1	2	3	4	5	6
	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ

全て「いいえ」を選択した方は、調査終了です。「はい」を選択した建物については設問 2 へ。



設問 2 は裏面

## 設問 2 所有物件の用途について

●昭和 52 年(1977 年)3 月以前に建築された**事業用建物**や、**アパート・マンション等の共同住宅の共用部分**には、PCB (毒性のある絶縁油) が使用された**照明器具安定器**が使用されている可能性があります。

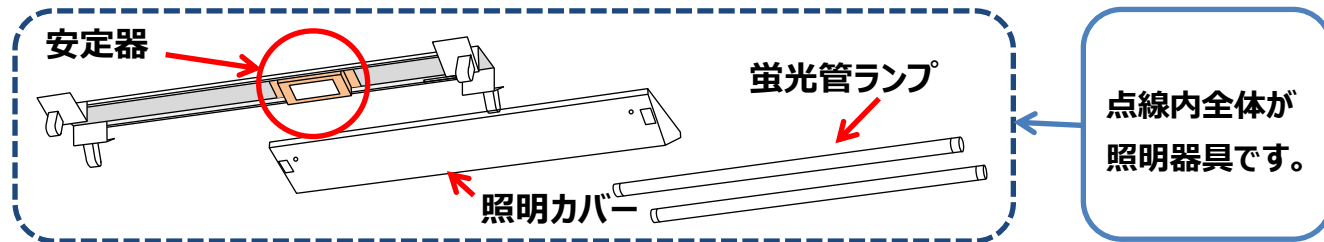
設問 1 で「はい」と回答した物件は**事業用建物**である。当てはまる回答に○を付けてください。(過去に事業を行った建物の場合や、アパート・マンション等の共同住宅の場合も「はい」に○を付けてください。)

建物番号	建物番号	建物番号	建物番号	建物番号	建物番号
1	2	3	4	5	6
はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ

全て「いいえ」を選択した方は、調査終了です。「はい」を選択した建物については設問 3 へ。

## 設問 3 照明器具の交換について

●**照明器具とは、蛍光灯ランプの他に下図に示すように安定器も含まれます。**



設問 2 で「はい」と回答した物件は、昭和 52 年 4 月以降に、**全ての照明器具を交換し、処分している。**当てはまる回答に○を付けてください。(全て交換済みであっても保管している安定器があれば「いいえ」を選択してください。)

建物番号	建物番号	建物番号	建物番号	建物番号	建物番号
1	2	3	4	5	6
はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ

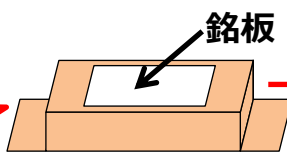
全て「はい」を選択した方は、調査終了です。「いいえ」を選択した建物については設問 4 へ。

## 設問 4 照明器具安定器の PCB 使用について

●設問 3 で「いいえ」と回答した建物については、PCB が使用されている**照明器具安定器**が設置または保管されている可能性があります。**別紙を参考にして必ず調査を行って下さい。**

※船橋市における PCB 使用安定器の処分期限は 2023 年 3 月 31 日までです。処分期限を過ぎて PCB 廃棄物をお持ちの場合には、改善命令・罰則の対象となる可能性があります。

電球・丸型蛍光灯器具、一般家庭用照明器具には PCB は使われていません。



**照明器具のラベルまたは安定器の銘板を確認。**

蛍光灯の安定器

**PCB 使用照明器具安定器を保管または設置している。**

当てはまる回答に○を付けてください。

建物番号	建物番号	建物番号	建物番号	建物番号	建物番号
1	2	3	4	5	6
はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ

以上で調査は終了です。ご協力誠にありがとうございました。

【問い合わせ先】

船橋市廃棄物指導課 PCB 担当 047-436-3812